

# 長野県知事の意見

諏訪都市計画道路 3・4・20号 諏訪バイパス沖田大和線  
下諏訪都市計画道路 3・4・6号 高木東山田線  
環境影響評価準備書

## [全般]

- 1 事業実施区域及びその周辺は、諏訪湖を中心とした雄大な自然に囲まれ、良好な景観や歴史文化を有し、古くから豊かな水資源により住民生活や地域産業が営まれてきた地域であることを踏まえ、事業の詳細設計及び事業の実施に当たっては、最新の技術及び知見を積極的に採り入れ、実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を実施するとともに、現況をできる限り悪化させないよう周辺環境への影響を回避又は最大限低減すること。  
また、その姿勢を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載すること。
- 2 (1) 詳細な設計、施工方法の立案のために事業実施段階で行う調査（以下「事業実施段階調査」という。）の対象とした環境項目、及び事業実施段階で行う環境保全措置により影響がほとんどないとした環境項目については、予測の不確実性にも十分留意しつつ、調査・予測・評価及び評価書への反映を検討すること。  
(2) 事後調査及び事業実施段階調査の具体的な項目、地点、期間、方法等（以下「項目等」という。）をできる限り具体的に評価書に記載すること。  
(3) (2)の記載ができない場合は、その理由を評価書に記載するとともに、項目等が明らかになった時点で速やかに県に報告すること。
- 3 評価書以降の図書の作成に当たっては、最新の知見に基づき、より精度の高いものになるよう努めるとともに、地域住民の理解につながるよう、丁寧な記載を行うこと。また、詳細設計や環境保全措置等の具体的な内容について、積極的な情報提供を行い、事業による環境影響に対する地域住民の不安の解消に努めること。

## [事業計画]

- 4 計画道路と周辺の活断層との位置関係を踏まえて、活断層についての事業実施段階調査及び最新の文献等により、工事着手前に十分な科学的データを集め、設計・施工方法に適切に反映すること。  
また、断層活動による変位等への対策及び配慮の方針を評価書に記載するとともに、地域住民の安全・安心につながるよう丁寧な記載を行うこと。

### [大気質、騒音、振動]

- 5 事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することで、基準値や規制値を下回ることはもとより、環境への影響をより一層低減し、現況をできる限り悪化させないよう努めること。特に家屋の密集している箇所や保育園等の公共施設周辺においては、事業による環境への影響を回避又は最大限低減すること。

### [水質、水象]

- 6 温泉や酒蔵等における水利用に留意し、トンネルからの湧水をはじめ、事業が地下水及び河川水に与える影響について評価書に記載すること。評価書に記載できない場合においては、事業実施段階調査を確実に実施した上で、地下水等への影響を回避することを基本とし、その影響が回避できないときも影響を最大限低減できるよう、設計・施工方法を検討すること。また、予測と異なる影響が生じた場合の対応を予め検討すること。
- 7 河川の水質や流量の変化による漁業等への影響が生じないように、環境保全措置を確実に実施することで環境への影響を回避又は最大限低減するとともに、工事及び環境保全措置の実施に当たっては、河川管理者や漁業権の管理者等と十分に協議を行うこと。
- 8 事業実施区域及びその周辺は大規模な断層帯に近接しており、地質構造に起因する局所的な地下水の通り道が存在する可能性がある一方、関連する知見が限定的であることから、事業実施段階において必要な調査を実施し、その結果を踏まえて、予測評価及び環境保全措置の再検討を行うこと。
- 9 事業実施区域及びその周辺の地下水流動系について、実証データを踏まえ分かりやすく評価書に記載すること。
- 10 事業実施区域及びその周辺では地下水が重要な水資源として利用されていることから、事業による地下水等への影響をより定量的に把握するため、河川や地下水位、流量及び湧水量について、自記水位計等により連続観測を行うこと。
- 11 個人井戸は地下水の数少ない露頭であるため、その分布及び諸元について調査を行い、その結果を地下水の予測及び評価の結果並びに事後調査計画に反映すること。

### [地形・地質]

- 12 評価書の作成に当たっては、日本有数の断層地帯という地域の地形・地質的な特徴を十分に踏まえた上で、地形・地質について現時点で得られる最新の情報を反映させること。

### [動物、植物]

- 13 アカハライモリは濁水と水温変化に敏感なため、生息環境の質的変化が生じないように、確実に環境保全措置を実施し、生息環境の保全に努めること。
- 14 オオムラサキについては、食草の伐採に当たり事前に幼虫を回収するなどの配慮を行うこと。
- 15 メガネサナエは、県内では諏訪湖周辺にしか生息が確認されていない希少な種であるため、事業が繁殖行動に及ぼす影響について専門家に確認し、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。  
また、メガネサナエを事後調査の対象に含めるよう検討すること。
- 16 生息環境は保全されない可能性があるると予測された植物種について、各種に適した水温、水質、流速、底質といった水環境や、草原等の明るい光環境等の条件を踏まえ、同様の条件の場所に移植又は播種等を行うとともに、それらの条件が維持されるよう、水管理や周辺の競合種の刈り取り等を行うこと。  
このうち、沈水性の水生植物であるホソバミズヒキモ、ヤナギモ、サガミトリゲモ及びイトトリゲモについては、移植や播種が困難であることから、適切な時期に殖芽による繁殖を行うこと。
- 17 Braun-Blanquet の植物社会学的な手法による測定方法について、個体数を含めた被度の基準に修正すること。

### [触れ合い活動の場]

- 18 工事期間が長くなることが予想されるため、個々の人と自然との触れ合い活動の場における影響の回避又は低減に加えて、それらの場を包含する地域全体における人と自然との触れ合い活動への影響の回避又は低減を図ること。また、霧ヶ峰高原へのアクセスや地域内の移動などにも十分に配慮し、それらの方針を評価書に記載すること。

### [文化財]

- 19 事業実施区域及びその周辺に、既知の埋蔵文化財包蔵地の存在が確認されていることから、評価書において、事業による埋蔵文化財への影響及び事業実施段階において行う環境保全措置の内容を具体的に記載すること。